

# 総務常任委員会 審査報告

12月12日に付託された各議案は、12月15日、16日に机上審査と現地調査が行われ、最終日の本会議で、高橋正弘委員長から審査の経過と結果が報告されました。  
主な審査内容をお知らせします。

問 安達地方広域行政組合の移転に伴い、現在の施設の跡地利用はどのようにするのか。

答 安達地方広域行政組合では、現在の自治センターの建物は将来的に取り壊す計画だが、取り壊す時期については未定である。  
跡地の利用計画については今後検討する。



机上審査の様子

問 道の駅「安達」下り線の駐車場建設費用について、国との費用負担はどのようにするのか。

答 造成工事は国がすべて施工する。駐車場舗装工事については、施工は市と国でそれぞれ行う。  
費用負担の按分については、国の指針から駐車場面積8,210㎡のうち、国が5,300㎡、市が2,910㎡、比率は65対35である。

問 施設工事の発注はどちらで行うのか。

答 施設の発注施工については市で行う。費用負担については、面積割合に応じて国から負担金をいただく。



現地調査の様子

## 12月定例会で総務常任委員会に付託された議案

- |         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 議案第118号 | 安達地方広域行政組規約の変更について               |
| 議案第131号 | 平成23年度二本松市一般会計補正予算               |
| 議案第138号 | 二本松市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について |
| 議案第139号 | 平成23年度二本松市一般会計補正予算(追加提出議案)       |

# 市民産業常任委員会 審査報告

12月12日に付託された各議案は、12月14日から19日の6日間、詳細な審査が行われ、最終日の本会議で、菅野明委員長から審査の経過と結果が報告されました。主な審査内容をお知らせします。

**問** スカイピアあだたらの設置目的は、市民の健康増進と住民福祉の向上を図るためとあるが、所管は観光課でよいのか。また、公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の候補者選定の特例を適用し、二本松市振興公社を指定管理者に指定した経緯は。

**答** スカイピアあだたらについては、指定管理者候補者選定委員会において、特例の適用にあたり、これまでの指定管理の実績を踏まえ、二本松市振興公社がふさわしい候補者として判断した。市としても設置目的と所管課の課題は認識しているが、賑わい創出や観光客の誘客促進も図りたいということにより、現在、観光課で所管している。公の施設の指定管理にあたっては、施設の設置目的に基づく管理が最大の使命であり、市民の平等な利用の確保、サービスの向上のため最大限の意を用いなければならないと考えている。

市としても設置管理者として指導する責任があるため、施設の設置目的に十分配慮し対応していきたい。

**問** 二本松市ウッドィハウスとうわの指定管理者の公募を行ったところ、キョウワプロテック株式会社、1社のみの応募であったとのことであるが、指定管理者候補者選定委員会が選定した理由は。

**答** 指定管理者候補者選定委員会では、審査の中での事業計画を踏まえ、応募者からのプレゼンテーションを受けて審議した。過去の実績に対する東和支所の考え方も確認し内部評価を行った。また市外業者であるため、雇用も含めた地元貢献の取り組み状況についても検討した。その結果、改善すべき部分もあるが、実績によりサービスの維持と経費節減に一定の効果があっ

たため、設置者との連携や地元への貢献に対して、更なる努力を促すことを踏まえ、選定に至ったものである。

**問** 母乳の放射性物質濃度の調査について、母乳の放射性物質の基準はどのようになっているのか。また、検査結果については公表する予定はあるのか。

**答** 母乳の基準については、乳児が摂取する水の暫定基準値が100ベクレル以下のためこれが基準と考える。検出された場合は相談、指導を行いたい。また、結果の公表については、ある程度の検査件数で個人が特定できないような場合であれば、広報等で公表したい。

**問** 旧アークホテルの解体工事について、解体後の敷地の利活用はどのように予定しているのか。

**答** 旧アークホテルは震災の影響で倒壊の危険性があり、また長期間利用されていないため、解体にあわせ温泉街の景観維持も図りたい。敷地は、当面臨時的な共同駐車場として活用を検討したい。将来的には足湯や公園などが考えられるが、復興計画の中で検討することとし、地元と連携して協議していきたい。



林道存ぎょう線 災害復旧事業の現地調査の様子

## 12月定例会で市民産業常任委員会に付託された議案

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 議案第127号 | 二本松市農産物直売・農村交流施設「さくらの郷」の指定管理者の指定について |
| 議案第128号 | 二本松市スカイピアあだたらの指定管理者の指定について           |
| 議案第129号 | 安達ヶ原ふるさと村公園の指定管理者の指定について             |
| 議案第130号 | 二本松市ウッドィハウスとうわの指定管理者の指定について          |
| 議案第131号 | 平成23年度二本松市一般会計補正予算                   |
| 議案第132号 | 平成23年度二本松市国民健康保険特別会計補正予算             |
| 議案第133号 | 平成23年度二本松市後期高齢者医療特別会計補正予算            |
| 議案第135号 | 平成23年度二本松市工業団地造成事業特別会計補正予算           |
| 議案第139号 | 平成23年度二本松市一般会計補正予算(追加提出議案)           |
| 議案第140号 | 平成23年度二本松市国民健康保険特別会計補正予算(追加提出議案)     |
| 議案第141号 | 平成23年度二本松市後期高齢者医療特別補正会計予算(追加提出議案)    |

# 建設水道常任委員会 審査報告

12月12日に付託された各議案は、12月15日及び16日の2日間、詳細な審査が行われ、最終日の本会議で、斎藤周一委員長から審査の経過と結果が報告されました。主な審査内容をお知らせします。

問 建築物実態調査とはどのようなものか。

答 国土交通省からの委託を受けて実施するもので、内容としては、調査区域内における建築物の着工や除却などの届出の実態について調べるものである。調査結果は、我が国の建築投資額等を推計し、住宅等行政の基礎資料として活用される。調査区域は、国勢調査の調査区を基に抽出され、今回、二本松市では上竹、作田、鈴石町及び舟形石の4地区が調査対象となっている。

問 住宅リフォーム資金助成事業の実績は。

答 11月末日時点において、申請件数66件、助成件数40件、申請額9,935千円、交付額6,124千円となっている。

問 高田ポンプ場及び取水施設における土地及び建物の売却面積と金額及び物件補償額はそれぞれの程度か。

答 売却にかかる面積は2,956.51㎡で金額は、16,884,907円である。物件移転料については、建物移転料が16,614,369円、工作物移転料が7,846,775円、立竹木補償金が84,918円となっている。

また、その他損失補償金として、動産移転料262,290円、祭祀料68,090円がそれぞれ補償され、合計で、41,761,349円となっている。

なお、今回3億円減額する取水施設撤去工事の翌年度の経費は、2,100万円程度となる見込みである。



矢ノ戸・川口線道路復旧工事の説明を受ける様子



高田ポンプ場物件移転の説明を受ける様子

## 12月定例会で建設水道常任委員会に付託された議案

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 議案第131号 | 平成23年度二本松市一般会計補正予算                |
| 議案第136号 | 平成23年度二本松市安達下水道事業特別会計補正予算         |
| 議案第137号 | 平成23年度二本松市水道事業会計補正予算              |
| 議案第139号 | 平成23年度二本松市一般会計補正予算(追加提出議案)        |
| 議案第143号 | 平成23年度二本松市岩代簡易水道事業特別会計補正予算        |
| 議案第144号 | 平成23年度二本松市東和簡易水道事業特別会計補正予算        |
| 議案第145号 | 平成23年度二本松市安達下水道事業特別会計補正予算(追加提出議案) |
| 議案第146号 | 平成23年度二本松市水道事業会計補正予算(追加提出議案)      |
| 議案第147号 | 平成23年度二本松市下水道事業会計補正予算             |

# 文教福祉常任委員会 審査報告

12月12日に付託された各議案は、12月14日から15日の2日間、詳細な審査が行われ、最終日の本会議で、本多勝実委員長から審査の経過と結果が報告されました。主な審査内容をお知らせします。

**問** 二本松市二本松生きがいデイサービスセンター、二本松市安達生きがいデイサービスセンター及び二本松市岩代生きがいデイサービスセンターの指定管理者の指定について、指定管理者を公募せず、社会福祉法人二本松市社会福祉協議会を候補者に選定したのはなぜか。

**答** 施設の設置目的、事業効果等を考慮し、また、今までの実績も勘案し、公共的団体である社会福祉協議会を候補者に選定した。

「二本松市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」の第2条では指定管理者になろうとする者を公募することが原則となっているが、同第5条では公募によらず候補者を選定することができることとしており、この特例を適用したものである。

**問** 市の「指定管理者制度運用指針」では、指定期間は3年間から5年間としているが、生きがいデイサービスセンターの指定期間については、なぜ3年間としたのか。また、選定にあたって、どのような手続きを行ったのか。

**答** 市で策定している高齢者福祉計画や介護保険事業計画の計画期間が3年間であり、それらと整合性をとるため、指定期間を3年間とした。また、「二本松市公の施設の指定管理者候補者選定委員会」に諮り、候補者の選定を行った。

**問** 一般会計補正予算の幼稚園費において、認定こども園整備事業の財源内訳が県補助金から地方債に変更となっているのはなぜか。また、この地方債に交付税措置はあるのか。

**答** 認定こども園内の子育て支援センターについて、当初は県補助金の対象となる見込みであった。しかし、公立保育所内に設置する子育て支援センターは県補助金の対象外となった。よって、今回財源内訳を地方債に変更するものである。

また、この地方債は過疎対策事業債なので、70%が交付税措置されるものである。



机上審査の様子

## 12月定例会で文教福祉常任委員会に付託された議案

- |         |  |
|---------|--|
| 議案第119号 | 二本松市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び二本松市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第120号 | 二本松市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について                                  |
| 議案第121号 | 二本松市二本松老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について                                     |
| 議案第122号 | 二本松市安達老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について                                      |
| 議案第123号 | 二本松市岩代老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について                                      |
| 議案第124号 | 二本松市二本松生きがいデイサービスセンターの指定管理者の指定について                                   |
| 議案第125号 | 二本松市安達生きがいデイサービスセンターの指定管理者の指定について                                    |
| 議案第126号 | 二本松市岩代生きがいデイサービスセンターの指定管理者の指定について                                    |
| 議案第131号 | 平成23年度二本松市一般会計補正予算   |
| 議案第134号 | 平成23年度二本松市介護保険特別会計補正予算   |
| 議案第139号 | 平成23年度二本松市一般会計補正予算(追加提出議案)   |
| 議案第142号 | 平成23年度二本松市介護保険特別会計補正予算(追加提出議案)                                       |